



# 改正貸金業法の周知徹底のための取組み 及び施行後の状況について

平成22年7月30日

福岡財務支局

# 1. 改正貸金業法の周知徹底のための取組み

## 対外的な周知活動

### (1) 街頭宣伝活動

ポケットティッシュの配布 (15,000個)

#### a 主要市街地での配布

- ・6/7 ~ 6/10、11箇所×2日、12,000個
- ・局長以下延べ141名参加(職員の約半数)
- 「福岡財務支局」名入りのぼり旗を使用

#### b 全職員で近隣住民等への配布

- ・1名当たり10個、3,000個
- 庁リーフレットの配布 (1,900部)
- 県の「消費者月間」キャンペーンと連携
- ・長崎、諫早、佐世保市街頭で配布



### (2) 電車・バス中吊り広告

電車 (乗降客 648,768人 / 日)

- ・天神大牟田・貝塚線 (302枚); 乗降客 555,484人/日
- ・北九州モノレール (36枚); 乗降客 61,770人/日
- ・筑豊電鉄 (28枚); 乗降客 31,514人/日

都心部バス

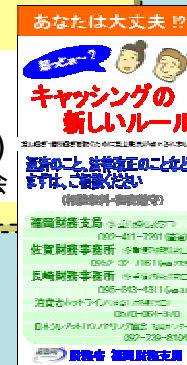
- ・福岡都心部バス (200枚)
  - ・北九州都心部バス (165枚)
- 広告は1車両に1枚掲出



### (4) リーフレットの配布

財務局作製リーフレット (50,000部)

- ・金融機関ATMコーナー、市町村相談員等
- 庁リーフレット (5,700部 + コピー)
- ・ハローワーク、街頭宣伝、各種会議・講演会



### (5) ポスターの掲示

庁舎、年金事務所、貸金業者、  
タクシー営業所等

## 相談者への対応

### (7) 特別相談室の設置

総量規制に関する相談の増加に対応するために、日本クレジットカウンリング協会と連携して設置 (昼休み時間も対応)

### (3) ミニコミ誌等への広告掲載

ミニコミ誌 (週刊・発行629,735部)

- ・福岡都市圏 発行447,440部
- ・北九州都市圏 発行182,295部
- 広告掲載の翌週号には、無料お知らせも掲載
- 地方公共団体広報誌 (115先(101団体))
- 商工団体会報 (会員115,325社)
- ・主要25団体
- 金融庁HPへのリンクのご案内



### (6) マスコミを通じた広報

テレビ放映

- ・福岡・佐賀・長崎のTV番組で局長がインタビュー出演
- ・唐津市営有線TVで毎日定時にお知らせ
- ・業者・相談員説明会、関係機関連絡会議、街頭宣伝活動に関するニュース報道

ラジオ放送

- ・福岡のラジオ番組に局長がゲスト出演
- ・佐賀のラジオ番組に事務所長が出演

新聞報道

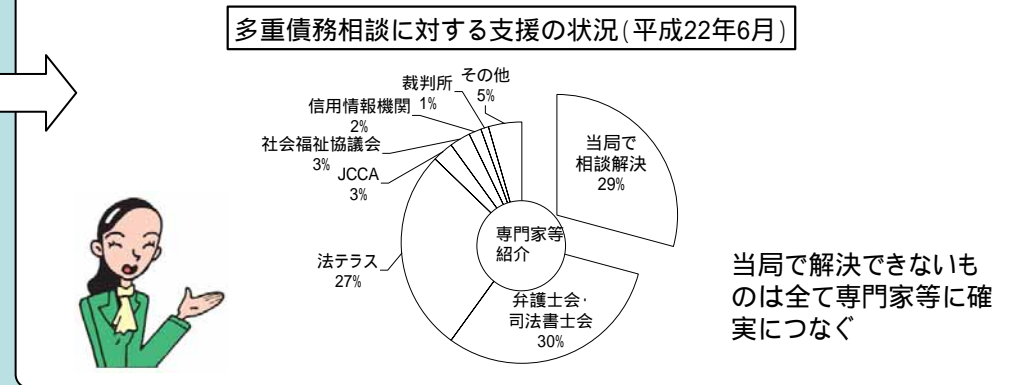
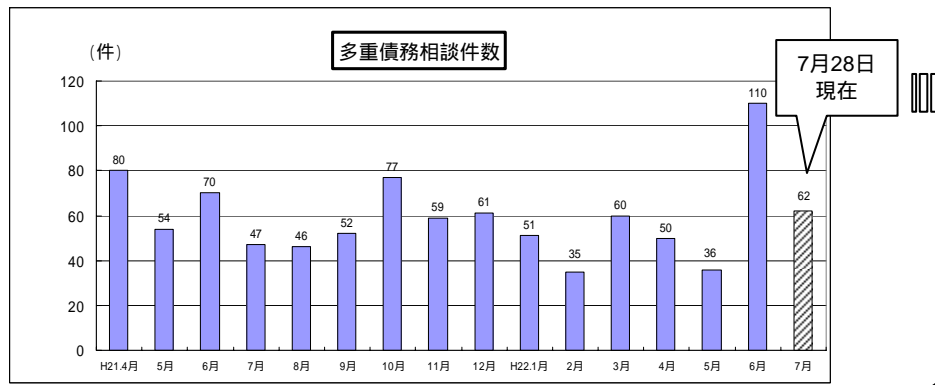
- ・業者・相談員説明会、関係機関連絡会議、街頭宣伝活動に関するニュース報道

### ラジオ番組の収録風景



## 2. 借り手等から財務局に寄せられた相談事例等

相談件数は、総量規制関係を中心に6月は急増したものの、7月は落ち着きを見せている。しかし、今後、貸金業者が借り手の返済能力を定期的に審査していく中で、総量規制に抵触していることが判明し、借りられなくなる人が顕在化することも考えられるので(相談件数の増加)、引き続き注意深く見ていく必要。



### 相談内容の傾向 (22年6月1日～22年7月28日)

- 相談等件数 257件 (多重債務相談172件+照会等85件)
- 総量規制に関するもの 80件(31%)
    - 配偶者貸付関係
    - 個人事業主貸付関係
    - 年収証明書の徴求関係 等
  - 金利に関するもの 16件(6%)
  - 債務整理に関するもの 60件(23%)
  - その他 78件(31%)
    - 業者登録等の確認
    - 取引履歴開示関係
    - 各種照会
  - 貸金業以外 23件(9%)

当局で相談解決  
紹介

### 【特徴的な相談事例】

- 【総量規制】収入の3分の1までしか借りられないと聞いたが、既に3分の1以上借りている。これまで借入と返済を繰り返してきたが、これからどうすればよいのか。(70代男性)  
総量規制に抵触していても、段階的に借入残高を減らしていくための借換えが可能。
- 【配偶者貸付】夫に内緒でクレジット会社のキャッシングをしているが、総量規制で借りられなくなった。何かいい方法はないのか。(40代主婦)  
今後もご主人の同意があれば借入できるので、ご主人とよく相談されてはどうか。また、この際、家庭の収支計画等の見直しを検討されてはいかがか。
- 【個人事業主貸付】個人で貸金業者から借入れて運転資金に当てているが、既に3分の1を超えている。今後は資金繰りがつかなくなり、破産しかない。もっと段階的にできないのか。(自営業者)  
収支計画等を提出し、審査を経れば、総量規制にかかわらず借入れが可能。
- 【総量規制】法律が変わって借りられなくなった。借りて生活している者に対する救済策は？(30代男性)  
生活再建を図るためのセーフティネット貸付を行う生協、社会福祉協議会等に相談されてはいかがか。

## 3. 外部の相談窓口へのヒアリング結果(総量規制の影響、制度改正の評価・国への意見・要望等)

総量規制の影響については、現時点では特段顕著な動きは見られないが、先行き予断を許さないとの見方が多い。完全施行が相談窓口への誘導を後押しし、問題点の早期発見・改善につながると高く評価。他方で、取締りの強化やセーフティネットの充実を望む声もある。